

前回定例会以降の行政の動き

平成 28 年 4 月 13 日
新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

3月10日及び4月11日に、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

(3月10日)

- ・ 1号機 中央制御室床下ケーブル是正作業時の光ケーブル誤切断の状況
- ・ 福島第一事故時の通報(炉心溶融の定義)に鑑みた柏崎刈羽の運用状況
- ・ 5号機 制御棒の動作(過挿入)の状況

(4月11日)

- ・ 3号機 不適切なケーブル敷設が確認された箇所状況
- ・ 6号機 壁面ボーリング作業の実施状況

2 安全管理に関する技術委員会

- ・ 3月23日、平成27年度第4回技術委員会を開催しました。

柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設について、東京電力から報告がありました。

放射性物質拡散シミュレーションの結果と防護計画との整合性の確認については、今後、技術委員会の委員と原子力防災の専門家で構成する新たな枠組みで検討することになりました。

福島第一原子力発電所事故時におけるメルトダウンの公表に関する問題について議論しました。委員からの疑問点等を文書でとりまとめ、東京電力が設置した第三者検証委員会に要請しました。

- ・ 3月28日、福島事故検証課題別ディスカッション1「地震動による重要機器の影響」を開催しました。

地震動による重要機器の損傷の有無を確認するため、1号機原子炉建屋の爆発や大物搬入口の状況、水素の漏洩経路、非常用復水器(IC)の弁の状態や操作方法、出水事象等について議論しました。

3 新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議(第64回)

3月18日、平成28年度に新潟県と東京電力(株)が実施する柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の放射線及び温排水の影響を把握するための調査計画について、専門家等で構成する新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議において内容を確認していただき、了承されました。

4 その他

- 3月 8日：報道発表 [定期点検中の柏崎刈羽原子力発電所 5号機で制御棒に係る警報が発生したとの報告を受けました。]
- 3月 9日：報道発表 [高浜原発運転差止め仮処分決定についての知事コメント]
- 3月16日：報道発表 [柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設について東京電力から報告を受けました]
- 3月16日：報道発表 [原子力規制委員会の原子力災害発生時の防護措置の考え方についての知事コメント]
- 3月16日：報道発表 [泉田知事が、内閣府平井政策統括官、資源エネルギー庁畠山政策課長と面談します。]
- 3月17日：報道発表 [東京電力に対して放射性物質を含む汚泥等の引取りを要請しました。]
- 3月18日：第64回新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議を開催
- 3月23日：新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会開催（平成27年度第4回）
- 3月23日：報道発表 [柏崎刈羽原子力発電所 6号機、7号機の集中審査とりやめについての知事コメント]
- 3月24日：報道発表 [東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました。]
- 3月28日：課題別ディスカッション1「地震動による重要機器の影響」を開催
- 3月28日：報道発表 [東京電力(株)から県の放射性物質を含む汚泥の引取り要請に対する回答がありました。]
- 4月 1日：環境放射線監視テレメータシステム（更新）本稼働開始
- 4月 4日：報道発表 [放射線監視情報をスマートフォンでご覧いただけます]
- 4月11日：報道発表 [安全管理に関する技術委員会が、メルトダウンの公表に関して東京電力が設置した第三者検証委員会に要請しました。]

平成28年 3月 8日

防 災 局

**定期点検中の柏崎刈羽原子力発電所5号機で
制御棒に係る警報が発生したとの報告を受けました。**

東京電力から、定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所5号機で、制御棒の1本が操作していないにもかかわらず、一時的に全挿入位置から挿入側に動作したことを示す警報が発生したため、関係法令に基づき国に報告するとの連絡がありました。

東京電力によれば、現在、当該制御棒は正常な位置に復帰しているため、安全上の問題はないとのことです。

県では、東京電力に対し、速やかに原因を究明し、再発防止を図るよう求めました。また、このことについて、今後、県として現地の状況確認を行います。

なお、県の環境放射線等モニタリング結果には、これまで異常はみられません。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全広報監 市川

(直通) 025-282-1694 (内線) 6451

平成28年3月9日

防 災 局

高浜原発運転差止め仮処分決定についての知事コメント

本日、大津地方裁判所が高浜原発3、4号機運転差止めの仮処分の申立てを認めました。

関西電力高浜発電所に関する仮処分申立事件の具体的判断については、責任を持って情報を収集し分析する立場にはありませんので、新潟県知事としてのコメントは控えさせていただきます。

なお、従前から申し上げているとおり、原子力発電所の安全確保のためには、福島第一原子力発電所事故の検証・総括が不可欠です。それがなければ、同じことを繰り返す恐れもあり、原子力発電所の安全が確保できないものと考えています。

原子力規制委員会には、新規制基準には問題があるとの指摘を踏まえ、地域の安全を如何に確保するかという組織の本来の目的を果たして、実効性のある対策をすみやかに構築していただきたいと思えます。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課長 須貝

(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

平成28年3月16日
防 災 局

**柏崎刈羽原子力発電所における不適切な
ケーブルの敷設について東京電力から報告を受けました**

柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設に関し、県は、徹底的な調査と再発防止策の報告を求めていたところですが、本日、東京電力から報告書の提出がありました。

内容については、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会において確認して頂きます。

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全広報監 市川
(直通) 025-282-1694 (内線) 6451

平成28年3月16日

防 災 局

**原子力規制委員会の原子力災害発生時の
防護措置の考え方についての知事コメント**

本日、原子力規制委員会が、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）を活用した住民避難について、弊害が多いため、現在の原子力災害対策指針や避難計画は変える必要がないとする考え方を決定しました。

先日開催された原子力関係閣僚会議の決定では、原子力規制委員会は予測的手法を緊急時の防護措置に活用しないものの、自治体が自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げないとしています。

今回の決定は、事故が起こった際はいつ放射性物質が放出されるか分からないことを理由に、従前どおり、被ばくを前提とした避難を見直す必要はないというものであり、住民の理解が得られるか疑問があります。

原子力規制委員会には、地方行政や災害対応について地方の声を真摯に受け止め、現場が分かる体制を作ってください、自治体の実情を踏まえた対応をお願いしたいと思います。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課長 須貝

（直通）025-282-1690（内線）6450

**泉田知事が、内閣府平井政策統括官、資源エネルギー庁
畠山政策課長と面談します。**

知事が、内閣府平井政策統括官、資源エネルギー庁畠山政策課長と下記のとおり面談を行います。

記

1 日時

平成28年3月17日（木） 午後3時50分から4時20分まで

2 場所

県庁 東回廊 知事室

3 内容

柏崎刈羽地域における避難計画の具体化・充実化の支援について

4 来庁者

内閣府 平井 興宣 政策統括官（原子力防災担当）

資源エネルギー庁

畠山 陽二郎 電力・ガス事業部 政策課長

ほか

5 取材

頭撮りのみとしますので、係員の指示に従ってください。
面談後、泉田知事及び内閣府平井政策統括官がぶら下がり
取材を受けます。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課長 須貝

(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

平成28年 3月17日

防 災 局

企 業 局

福島原子力発電所事故から5年経過を受け、改めて、東京電力に放射性物質を含む汚泥の引取りを要請しました。

県では、東京電力に対して福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質を含む汚泥等の引取りをこれまでも要請しているところですが、未だ回答がありません。汚泥等を保管している施設周辺住民からも不安の声もあることから、本日、改めて別紙により汚泥の引取りを要請しましたのでお知らせします。

本件についてのお問い合わせ先

〔放射能に関すること〕

放射能対策課長 涌井

(直通) 025-282-1693 (内線) 6460

〔企業局の汚泥に関すること〕

企業局施設課長 相澤

(直通) 025-280-5568 (内線) 3740

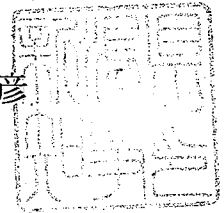


平成28年3月17日

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

新潟県知事 泉田 裕彦



放射性物質を含む汚泥等の引取りについて

福島原子力発電所事故から5年が経過しました。

貴社に対しては、これまでも再三にわたり、福島原子力発電所事故由来の放射性物質を含む汚泥等の引取りについて要請しているところですが、未だ回答がありません。

汚泥等を保管している施設周辺住民からも不安の声もあることから、改めて下記のとおり要請いたします。

記

放射性物質を含む汚泥等については、放射性物質を放出した貴社の責任において引き取ること

新潟県原子力発電所周辺環境監視 評価会議（第64回）次第

日時 平成28年3月18日（金）
13時30分から15時30分
場所 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県自治会館別館ゆきつばき

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

柏崎刈羽原子力発電所の最近の状況について

4 議 事

- (1) 平成28年度柏崎刈羽原子力発電所周辺環境放射線監視調査年度計画について
- (2) 平成28年度柏崎刈羽原子力発電所温排水等漁業調査年度計画について

5 そ の 他

- (1) 福島第一原子力発電所の最近の状況について
- (2) 今後の県内全域バックグラウンド調査について
- (3) 福島第一原子力発電所事故に伴う新潟県内の放射線等の監視結果
(2015年版) について

6 閉 会

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会

(平成 27 年度第 4 回)

会 議 次 第

日 時：平成 28 年 3 月 23 日(水) 13:30～16:00

場 所：県庁西回廊 講堂

1 開会挨拶

2 報告

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所のケーブルの不適切な敷設等について
- (2) フィルタベント設備の検証について
- (3) その他

3 議題

- (1) 福島第一原子力発電所事故の検証について
 - ①炉心溶融の判断に係るマニュアルの不備について
 - ②メルトダウンの公表に関する指示について

4 閉会挨拶

[配 付 資 料 一 覧]

資料No. 1	柏崎刈羽原子力発電所におけるケーブル敷設の不適合に係る対応について (東京電力)
資料No. 2	メルトダウンの公表に関するこれまでの検証状況について
資料No. 3	炉心溶融の公表に関する経緯とこれまでの課題別ディスカッションにおける議論について (東京電力)
資料No. 4	福島第一原子力発電所事故の検証に関するご質問・ご意見の提出状況について
参考資料	事故の検証課題 4 「メルトダウン等情報発信のあり方」に関する新しい事実 －原子力災害対策マニュアルに炉心溶融判断基準の明記－に対する意見 (立石委員)

平成28年3月23日

防 災 局

**柏崎刈羽原子力発電所6号機、7号機の
集中審査とりやめについての知事コメント**

本日、原子力規制委員会が、東京電力の準備不足で設備の耐震性の評価に時間がかかるため、これまで行ってきた柏崎刈羽原子力発電所6号機、7号機の集中的な審査をやめるとの報道がありました。

耐震性の評価以外にもケーブルの不適切な敷設等、安全上の問題が明らかになっており、原子力規制委員会にはしっかりと確認していただきたいと考えております。

なお、従前から申し上げているとおり、原子力発電所の安全確保のためには、福島第一原子力発電所事故の検証・総括が不可欠です。それがなければ、同じことを繰り返す恐れもあり、原子力発電所の安全が確保できないものと考えています。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課長 須貝

(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

東京電力(株)から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けました

本日、県が東京電力(株)に請求している福島原発事故に伴う損害賠償額について、一部支払いを受けましたのでお知らせします。残りの請求額については、協議を継続中です。

1 今回の受領額

2,124,370円（平成28年3月24日受領）

※平成25年度発生経費（一般会計分）請求額の一部

2 受領額の内容

避難者支援費用

3 その他
(1) 請求及び受領の状況

(単位:円)

発生年度	請求日	区分	請求額	今回受領額	受領額累計	備考
H22・23	①H24. 12. 26 ②H25. 3. 29	一般会計	364,653,719	-	301,905,028	
	①H24. 12. 26 ②H25. 3. 29	工業用水道	391,587,383	-	382,814,716	
	H24. 12. 26	流域下水道	5,073,703	-	5,073,703	
		小計	761,314,805	-	689,793,447	
H24	①H25. 12. 3 ②H26. 9. 18	一般会計	275,570,716	-	165,539,131	
	H25. 10. 24	工業用水道	580,922,144	-	579,960,603	
	H25. 10. 24	流域下水道	1,139,775	-	1,139,775	
		小計	857,632,635	-	746,639,509	
H25	①H26. 9. 18 ②H27. 10. 21	一般会計	253,094,870	2,124,370	18,411,170	
	H26. 9. 18	工業用水道	239,161,758	-	237,649,716	
	H26. 9. 18	流域下水道	844,410	-	844,410	
		小計	493,101,038	2,124,370	256,905,296	
H26	H27. 10. 21	一般会計	237,806,660	-	11,716,980	
	H27. 10. 21	工業用水道	107,676,748	-	106,287,085	
	H27. 10. 21	流域下水道	786,564	-	786,564	
		小計	346,269,972	-	118,790,629	
		合 計	2,458,318,450	2,124,370	1,812,128,881	

(2) 今後費用の発生等が確認できたものについて順次請求します。

本件についてのお問い合わせ先
放射能対策課 企画調整係長 石川
(内線) 6462 (直通) 025-282-1698

福島事故検証課題別ディスカッション 地震動による重要機器の影響（第7回）

日時 平成28年3月28日(月) 13:30～15:30

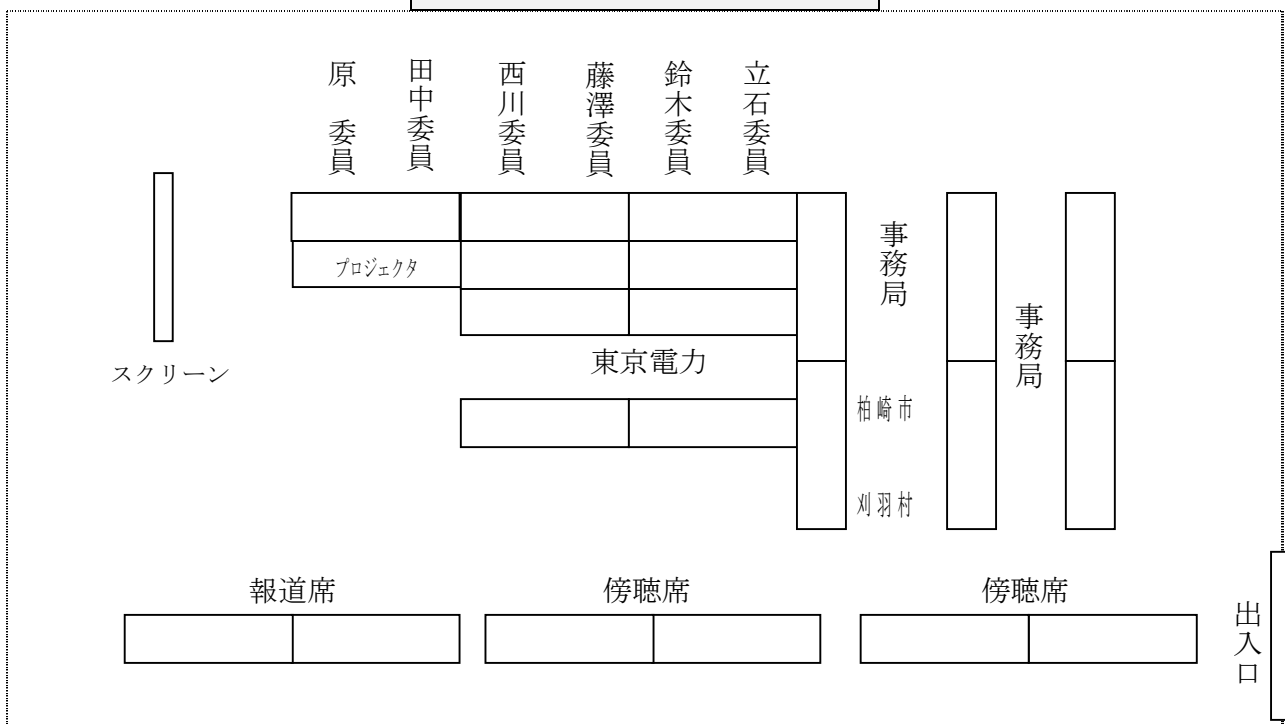
場所 県庁大会議室

- 1 開会挨拶
- 2 事務局説明及びディスカッションの進め方等
- 3 テーマ 福島第一原子力発電所1号機水素爆発原因についての質問回答他
- 4 閉会挨拶

出席者

区分	職名		氏名
委員	コア メンバー	科学ジャーナリスト	田中 三彦
		首都大学東京名誉教授	西川 孝夫
		新潟大学工学部（教育組織）教授新潟大学可視化情報研究センター（教育組織）センター長 教授	藤澤 延行
	元・日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主幹		鈴木 元衛
	新潟大学名誉教授		立石 雅昭
	新潟工科大学副学長		原 利昭
東京 電力	原子力設備管理部長		川村 慎一
	原子力設備管理部 安全調査G		増井 秀企
	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉安全センター所長		宮田 浩一

座席表



平成28年3月28日

防 災 局

企 業 局

東京電力から、県の放射性物質を含む汚泥の引取り要請に対する回答がありました。

東京電力（株）から、平成28年3月17日の県の放射性物質を含む汚泥の引取り要請に対し、別紙のとおり回答がありました。

東京電力（株）に対し、改めて、具体的な引取り方法などを速やかに提案するよう、要請しました。

（東電からの回答日時など）

1 日時 : 平成28年3月28日（月）11時

2 会場 : 県庁西回廊中会議室

3 出席者

新潟県防災局長、企業局長 ほか

東京電力（株）常務執行役・新潟本社代表 木村 公一 氏

本件についてのお問い合わせ先

〔放射能に関すること〕

放射能対策課長 涌井

（直通）025-282-1693（内線）6460

〔企業局の汚泥に関すること〕

企業局施設課長 相澤

（直通）025-280-5568（内線）3740

平成28年3月28日

新潟県知事 泉田 裕彦 様

東京電力株式会社 常務執行役
新潟本社代表 木村 公



平成28年3月17日付文書「放射性物質を含む汚泥等の引取りについて」へ
のご回答について

標記文書にて、ご要請を頂いた事項につきまして、下記の通りご回答申し上げます。

記

平成28年3月17日に改めて引取り要請を頂いた放射性物質を含む汚泥等の廃棄物につきましては、新潟県の皆さまに多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

現在の検討状況につきましては、例えば、県企業局所管の浄水汚泥については、測定させて頂いたところ、そのほとんどが30Bq/kg程度であり、原子炉等規制法に基づく基準により、再利用できるレベルのものであることを確認しております。

このような汚泥は、当社の路盤材等として有効に再利用できるものであり、放射性物質汚染対処特措法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規制に照らしても、廃棄物ではないもの（有価物）としての取扱いが可能となっております。

ただし、再利用にあたっては、その用途や、製品化段階での放射エネルギーの確認、当社として再利用可能な数量、保管場所の確保、それに対する関係自治体や住民の方のご理解などの課題があり、どの様な対応ができるのか検討を重ねているところです。

検討にお時間が掛かっており申し訳ございませんが、引き続き、引取りに向け粘り強く課題解決に取り組み、関係自治体のご意見を尊重しながら、誠意を持って事業者としてできることを最大限対処して参ります。

以上

平成 28 年 4 月 4 日
防 災 局

放射線監視情報をスマートフォンでご覧いただけます

新潟県環境放射線監視テレメータシステムには、スマートフォン用のアプリが用意されています。

放射線量、感雨量、風向、風速の各測定値を iPhone や Android スマートフォンで素早く確認できます。

また、各測定局ごとの放射線量と降水量の時系列グラフを表示したり、GPS 機能により最寄りの測定局を検索することもできます。

【ダウンロード】

新潟県環境放射線監視テレメータシステムのスマートフォンアプリは、下記のホームページ内の「スマートフォン版のご案内」にあるバナーリンク先または QR コードよりダウンロードできます。

○新潟県環境放射線監視テレメータシステム

<http://housyasen.pref.niigata.lg.jp/>



本件についてのお問い合わせ先
放射能対策課長 涌井
(内線) 6 4 6 0
(直通) 0 2 5 - 2 8 2 - 1 6 9 3

平成28年 4月11日
防災局原子力安全対策課

安全管理に関する技術委員会が、メルトダウンの公表に関して東京電力が設置した第三者検証委員会に要請しました。

本日、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会が、下記のとおり要請しました。

記

1 要請内容

メルトダウンの公表に関し今後明らかにすべき事項（別紙のとおり）

2 要請先

東京電力が設置した「福島第一原子力発電所事故に係る通報・報告に関する第三者検証委員会」

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全対策課長 須貝
(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

平成 28 年 4 月 11 日

福島第一原子力発電所事故に係る
通報・報告に関する第三者検証委員会
委員長 田中 康久 様

新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会
座長 中島 健

メルトダウンの公表に関し今後明らかにすべき事項

「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」（以下「技術委員会」）では、福島第一原子力発電所事故で、東京電力がメルトダウンを公表したのが事故発生の 2 か月後であったことを大きな問題と考えており、これまでこの問題について議論してきました。

ところが、この 2 月に、突然東京電力が炉心溶融の定義を記載したマニュアルが存在したことを公表しました。

また、3 月にはメルトダウンの隠ぺい指示があった映像がテレビで流されました。

先月開催した平成 27 年度第 4 回技術委員会では、このことについて、委員から東京電力に対して批判、疑問が相次いだところです。

については、メルトダウンの公表について東京電力がこれまで事実と反する説明を行っていたことに関し、以下の事項を明らかにしてください。

I 官邸からの指示について

1 ニュース報道(平成 28 年 3 月 10 日)にあった平成 23 年 3 月 14 日夜の記者会見

「官邸からこれとこの言葉（炉心溶融とメルトダウン）は絶対に使うな」と広報担当者が武藤副社長に耳打ち。

- ①誰がどういう経緯で武藤副社長に耳打ちをしたのか。「使うな」と言った者から耳打ちした者までの伝達のプロセスと介在する者を挙げて説明すること。
- ②耳打ちし禁止した言葉が「メルトダウン」、「炉心溶融」というのは確かか。広報担当者や武藤副社長、伝えたメモの作成者など関わった者に確認すること。
- ③耳打ちしている社員は、誰から指示を受けたのか。
- ④官邸の誰から指示があったのか。指示があったことは、社内のどの範囲まで共有されていたのか。
- ⑤政治的な圧力が保安院や電力会社、学会関係にあったと噂されているが、東京電力には「メルトダウン」や「炉心溶融」の言葉の使用に関し、国の誰からどのような指示があったのか。
- ⑥本委員会における課題別ディスカッションでの回答に「メルトダウンの公表について清水社長や小森常務が官邸や経済産業省、原子力安全・保安院、官房長官、大臣等から指示を受けたという事実は確認できなかった。社内指示があるという事実は確認できなかった。」とあるが、清水社長や小森常務は現在も同じ認識でいるのか。

2 技術委員会でのこれまでの説明

「国からの指示はなかった。」と説明

- ①技術委員会で「国からの指示はなかった。」と説明することについて、どの範囲に確認したのか。また、役員のどこまで了解を得ていたのか。
- ②武藤副社長及び耳打ちしている社員に対して、これまでにメルトダウンの公表に関するヒアリング調査を行っていたのか。「国からの指示はなかった」と説明することについて、確認したのか。
- ③技術委員会で「国からの指示はなかった。」と説明していることを、社内のどの範囲で共有されているのか。
- ④技術委員会の「国からの指示はなかったのか」という質問に対する調査について、調査内容、範囲を誰が判断し行っていたのか。

II メルトダウンの定義について

1 原子力災害対策マニュアル

- (1) 事故当時に原災法に基づく対応は適切に行われていたのか。

原災法に基づいて通報などの対応を行っていれば、原子力災害対策マニュアルは当然参照すべきものであり、定義に気がつかないことはありえない。
15条事象が通報されていないことは原災法に違反しているのではないか。

- ①通報を担当していた班は原子力災害対策マニュアルに基づき対応したのか。
- ②通報を担当していた班の事故当時の活動状況はどのようになっていたのか。
- ③通報文は誰がどのような手順で作成し、どのように通報していたのか。通報の体制はどのようになっていたのか。
- ④15条の通報様式には「炉心溶融」の項目が明記されていた。通報を担当していた班は、なぜ「炉心溶融」に該当するかどうかの判断しなかったのか。
- ⑤当時の発電所対策本部に炉心溶融の定義を認識していた本部員はどの程度いたのか。それは誰か。アクシデントマネジメントの手引きに基づき対応していた技術班は認識していなかったのか。
- ⑥原子力災害対策特別措置法では、政令で定められた事象が発生した場合の通報義務を定めている。15条事象が確認されたらその都度通報すべきではないか。通報しなかった事象はなにか。また、なぜしなかったのか。
(法律上、1事業所で15条通報は1回すれば良いとはされてはいない。)
- ⑦1号機と2号機の15条通報について、「非常用炉心冷却装置注水不能」よりも先に「直流電源喪失」が該当しているのではないか。容易に判断できたはずだが、なぜ通報しなかったのか。
- ⑧1号機の15条通報について、他の15条事象が継続しているにもかかわらず、原子炉の水位が確認されたことから15条事象の解除を通報しているが、なぜ解除したのか。
- ⑨3号機のCAMSのデータはなぜ14日4時まで確認しなかったのか。
- ⑩事故当時のプレス発表等で、東京電力は「炉心溶融」という言葉を使ったことがあるか。また、「メルトダウン」という言葉を使ったことがあるか。

- ⑪事故時のプレス発表は、通常時に自社の良さをアピールする広報担当部署ではなく、他の部署が行うべきではなかったか

(2) 本店などで事故の状況把握は適切に行われていたのか。

当時、本店や柏崎刈羽で事故状況の把握を行っており、定義に気がつかないことはありえない。また、テレビ会議においても「メルト」と発言をしている。

- ① 3月11日の19時3分に開催された原子力災害対策本部の初会合で東京電力からメルトダウンの可能性について報告をしているが何を根拠に誰が報告したのか。
- ② 3月11日に技術班が18時にTAF到達と推定した情報は当時社内のどの範囲で共有されたのか。
- ③ 武藤副社長をはじめ本店では、早い段階で炉心溶融やメルトダウンの可能性の認識があったと考えられる。武藤副社長等の発言、認識を時系列で整列する必要がある。
- ④ 平成27年8月の技術委員会で回答を求めた「メルトダウンの可能性を認識した時期」の質問に対し、発電所現地対策本部の社員及び本店の小森常務は「4月後半以降」と回答しているが、現在もその認識に変わりはないか。
- ⑤ 東京電力事故調査中間報告書では、「(平成23年)4月10日、当社より経産大臣に1号機～3号機が炉心溶融しているが、その程度については、評価できないと説明」とあるが、このことは、東京電力内部のどの範囲で共有されていたのか。
- ⑥ 当時、本店や柏崎刈羽原子力発電所では事故対応への助言等のため原子力災害対策マニュアルやアクシデントマネジメントの手引きなどを参照しなかったのか。
- ⑦ 本店や柏崎刈羽原子力発電所において、どの範囲の部署が、CAMSデータで炉心溶融を判断することを認識していたのか。
- ⑧ 平成23年3月18日に柏崎刈羽原子力発電所の所員が新潟県知事に「メルトダウンしていない」と説明しているが、メルトダウンを認識していなかったか。それとも、誰かから指示があったのか。

(3) 原子力災害対策マニュアルはどのように作成されたのか。

原子力災害対策マニュアルは原災法を踏まえて作成されたものであり、その作成や改定には多くの人に関わり、多くの人定義を認識していたはず。

- ① 原子力災害対策マニュアルとアクシデントマネジメントの手引きをなぜ作成し(経緯)、どこの誰が担当し、どのような手続きで決めたのか。内容が重なる炉心損傷割合の部分についてはどのように調整したのか。
- ② 原子力災害対策マニュアルやアクシデントマネジメントの手引きはBWRを所有する会社で内容を調整していたのではないか。その内容について原子力安全・保安院はどの程度確認していたのか。
- ③ 原子力災害対策マニュアルを使用するような訓練はどの程度行っていたのか。
- ④ 当時、柏崎刈羽原子力発電所1～5、7号機のアクシデントマネジメントの手引きには炉心溶融の定義があったが、なぜ6号機だけはなかったのか。
- ⑤ 当時、福島第一原子力発電所ではなぜアクシデントマネジメントの手引きに炉心溶融の定義がなかったのか。

(4) 原子力災害対策マニュアル等の改定作業時になぜ確認されなかったのか。

平成 25 年に 15 条事象が改定されたが、該当事象の「炉心溶融」が「炉心損傷」に変更された。それに伴う原子力災害対策マニュアル改定作業時に「炉心溶融」の定義があることに気がつかないことはあり得ないのではないか。

- ①平成 25 年に 15 条事象が改定（炉心溶融→炉心損傷）された際の原子力災害対策マニュアルの改定に関わった部署はどの範囲か。
- ②改定作業の手順を具体的に示すことが必要（組織・スケジュール等）。
- ③原子力災害対策マニュアルの改定が事故の直近では事故の 11 か月前の平成 22 年 4 月に行われているが、この改定に関わった部署はどこか。

(5) 通報事象の定義について国や他事業者等は知っていたのか。

現在、通報事象の定義について電事連で調整しており、当時も調整していたと考えられる。他電力会社や原子力安全・保安院は定義について知っていたはず。

- ①事故当時の通報事象の定義について他電力会社と調整を行ったか。
- ②原子力災害対策マニュアルやアクシデントマネジメントガイドは原子力安全・保安院に説明していたか。
- ③CAMS データから炉心損傷割合を推定し、炉心損傷割合からで炉心溶融と判断することは他社 BWR も同様だったのか。（当時の「原子力発電所の緊急時対策指針（JEAG4102-2010）」では「炉心溶融」の判断についてアクシデントマネジメントの手引きにある炉心損傷の基準から判断する旨記載されている。）
JEAG：日本電気協会電気技術指針
- ④事故後、他電力等関連業界から定義がある旨の情報提供はなかったのか。

2 メルトダウンの定義を決めた経緯等について

メルトダウンの定義は、技術的な検討のうえ定められたものであり、決定するまでの過程で多数の人が関わっているはず。

- ①炉心損傷 5 %を炉心溶融の定義とした技術的な根拠は何か。
- ②定義についてどの組織で検討を行い、どのような手続きで決めたのか。

3 今回の公表に至る過程等の状況について

原子力災害対策マニュアルの担当部署や事故時通報を担当していた班が事故調査などに関わっていれば、定義について気がつかないことはあり得ない。
5 年間隠蔽していた可能性が高いのに、なぜ十分な調査もしていない段階で「5 年間気がつかなかった」と公表したのか。

- ①東京電力の事故調査や技術委員会の回答作成時に原子力災害対策マニュアルの担当部署や事故時通報を担当していた班はどのように関わったのか。
- ②原子力災害対策マニュアルに炉心溶融の定義を定めていることを、いつ誰が誰に報告したのか。報告者はいつからわかっていたのか。報告者はどの組織に所属し

ているのか。その所属組織と事故時に原子力災害対策マニュアルに従って対応する組織との業務上の関係も示すこと。

- ③なぜ、5年も経って発見されたのか。定義を認識していた人たちが、この5年間なぜ言い出せなかったのか。誰が情報を止めていたのか。
- ④隠蔽ではなく「5年間気がつかなかった」と公表することにしたのは誰が決めたのか。
- ⑤事故対応と原子力災害対策マニュアルに関わった全ての人に改めてヒアリングを行うべきではないか。
- ⑥メルトダウンの公表に関し、政府や国会の事故調に対してはどの組織で誰がどのように対応していたのか。聞かれたことについて調査が必要な場合、調査の有無や調査内容、範囲を誰が判断し行っていたのか。
- ⑦業務の引継などの際の技術的事項の引継はどのように行われているのか。

4 技術委員会でのこれまでの説明について

技術委員会での質問に対し、これまで東京電力社内で一体どのような調査を実施し、回答を行っていたのか。事実と反する説明を行う判断をしたのは誰か。

- ①技術委員会で「炉心溶融の言葉の定義がなかった。」と説明することについて、どこの部署に確認したのか。原子力災害対策マニュアル（以下、マニュアル）の担当部署には確認したのか。
- ②「定義がない」と説明することについて、役員のどこまで了解を得ていたのか。
- ③質問形式でディスカッションを行うことになってから、改めて調査し直したとの説明があったが、それまでの調査と改めての調査の違いはなにか。
- ④社内でこれまでの技術委員会の議論についてどの範囲でどのように共有していたのか。
- ⑤メルトダウンの公表に関し、真実を問われていることについて、社内ではどのような周知を行ってきたのか。
- ⑥技術委員会の質問に対して調査が必要な場合、調査の有無や調査内容、範囲をこれまで誰が判断し行っていたのか。

5 事故時運転操作手順書等に基づく対応について

事故時運転操作手順書等を使用できたにもかかわらず、手順書等に基づく対応をせず、場当たりの対応に終始し事故を悪化させたのではないか。

- ①当直は事故時運転操作手順書（事象ベース（AOP）、徴候ベース（EOP）、シビアアクシデント（SOP））に基づいた対応をどの程度行ったのか。
- ②特に徴候ベースの手順書（EOP）については、今回の事故対応においても使用できたはずであり、どの程度それに基づいた対応を行ったのか。
- ③事故時運転操作手順書に基づき対応しなかったとすれば、それは原子炉等規制法に違反することになるのではないか。
- ④事故時運転操作手順書を使用していなかったら、誰がどのような根拠でそのような判断をし、指示をしたのか。また、当直は何を根拠に事故対応を行っていたのか。

- ⑥事故時運転操作手順書について、AOPからEOP、EOPからSOPへと移行基準があるが、それに基づいて判断し移行したのか。移行したとしたら当直長の判断か、他の誰かの判断か。
- ⑦手順書やマニュアルを整備していてもそれに基づいてやっていないことが明らかになっているが、なぜやらなかったのか。
- ⑧手順書やマニュアルを使用した訓練はどのように行われていたのか。
- ⑨AOPについてはシミュレータで訓練はできる。一方、EOPやSOPについてはそのような訓練はできず、見て確認する程度と聞いているが実際どのように訓練していたのか。
- ⑩原子炉の水位が見えなくなった場合、徴候ベースの手順書に基づき、圧力容器を減圧して注水することに全力を注ぐべきではないか。なぜ、格納容器ベントの対応を優先していたのか。
- ⑪SR弁を開け減圧することを早期に考えていれば、SR弁を開けるためのバッテリー集めがもっと早期に行われ、事故の影響緩和ができたはず。そうしなかったのはなぜか。

Ⅲ 安全文化

東京電力は事故後の真摯な反省に基づいて体質改善に取り組んでいるとしているが、今回のようなことがあると安全文化が浸透しているとは思えない。

- ①規則マニュアル等の社内規定は社内ではどのように認識させているのか。
- ②「炉心溶融」は法令で15条事象として定められていたが、なぜ「炉心溶融」に基づく15条通報が行われなかったのか。これは法令違反に当たるのではないか。
- ③安全文化浸透に向けた社員一人一人の意識改革のためにどのような取組を行い、その浸透についてどのように確認していたのか。
- ④姉川常務が法令違反の有無を確認する中で定義があることが確認されたと説明したが、東京電力では法令違反していたかどうかだけを問題にしているのか。